

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと位置付けております。経営環境の大きな変化にも柔軟かつ迅速に対応し、持続的な成長と企業価値の向上を図るため、経営の効率性・透明性の向上、業務執行の管理・監督機能の強化に向け必要な体制・仕組みの整備に取り組んでおります。

また、株主をはじめとするステークホルダーとの適切な協働、適切な情報開示と透明性の確保等、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
北海道電力ネットワーク株式会社	11,519,813	55.60
北海道電工協会持株会	1,498,450	7.23
北海道電工従業員持株会	896,474	4.33
美和電気工業株式会社	284,032	1.37
株式会社ザイエンス	258,211	1.25
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口4)	164,000	0.79
株式会社野村商店	161,212	0.78
石垣電材株式会社	154,000	0.74
株式会社日本カस्टディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・株式会社ダイヘン退職給付信託口)	154,000	0.74
共和電気工業株式会社	111,000	0.54

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

北海道電力株式会社(上場:東京、札幌)(コード)9509

補足説明

北海道電力株式会社は、北海道電力ネットワーク株式会社(非上場)の完全親会社であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	札幌 既存市場
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主は北海道電力株式会社と北海道電力ネットワーク株式会社の親会社2社であります。両社との取引条件については、他の第三者との取引と著しく相違しないこと等に留意し、当該取引の必要性及び合理的な根拠に基づき、価格交渉のうえ決定するなど、少数株主に不利益を与えないよう公正かつ適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、北海道電力株式会社を中心とした北海道電力グループに属しており、同社の連結子会社であります。当社の売上高に占める親会社の割合は約5割と高いものの、当該取引をするに当たっては、取引条件が他の第三者との取引と著しく相違しないこと等に留意し、当該取引の必要性及び合理的な根拠に基づき、価格交渉のうえ決定しており、また、取締役会において当該取引の必要性及び合理的な根拠を計画時及び定期的に確認しております。当社は親会社及び北海道電力グループとの協力関係を保ちながら事業展開を図っていく方針であります。経営方針・事業計画については、当社が主体的に決定しており、経営において、一定の独立性が確保されているものと認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
林 裕司	弁護士											
長野 実	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
林 裕司			弁護士としての豊富な経験と高い知見をもとに、当社経営を監督していただくとともに、独立した客観的かつ専門的見地から有益かつ適切な意見及び助言により、当社経営判断の客観性、適正性を高めていただくため、引き続き社外取締役に選任しております。また、林裕司氏と一般株主の間には、利益相反が生じるおそれがないものと判断し、当社の独立役員として指定するものであります。
長野 実		長野実氏は、株式会社北洋銀行の取締役副頭取であり、同社と当社の間には資金の借入等の取引があります。	株式会社北洋銀行の取締役副頭取として、企業経営者としての豊富な経験と地域経済に関する知見を有しております。これらの経験と知見をもとに、当社経営を監督していただくとともに独立した客観的かつ専門的見地から有益かつ適切な意見及び助言により、当社経営判断の客観性、適正性を高めていただくため、引き続き社外取締役に選任しております。また、長野実氏と一般株主の間には、利益相反が生じるおそれがないものと判断し、当社の独立役員として指定するものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

定期的な情報交換を実施しております。また内部監査の結果について、監査役に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
黒坂 洋行	他の会社の出身者													
山本 剛司	公認会計士													
後藤 雅春	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
黒坂 洋行			北海道電力株式会社において総務部訟務室長及び総務部企業行動室長を務めるなど、企業法務部門を中心に豊富な業務経験と実績を重ねた後、北海道電力ネットワーク株式会社において執行役員 北見支店長を務めており、経営全般に関する豊富な経験と高い知見を有しております。その経験と知見をもとに、専門的見地及び客観的な立場から当社の適切な監査に携わっていただくため、社外監査役に選任しております。
山本 剛司			公認会計士として、豊富な経験と優れた識見並びに財務及び会計に関する高い知見を有しており、専門的見地かつ客観的な立場から当社の適切な監査に携わっていただくため、社外監査役に選任しております。また、山本剛司氏と一般株主との間には、利益相反が生じるおそれがないものと判断し、当社の独立役員として指定するものであります。
後藤 雅春			北海道電力株式会社において東京支社次長、総務部立地室長及び執行役員 環境室長を務めた後、同社の子会社である北海道総合通信網株式会社において常勤監査役として監査業務に携わっており、経営全般及び監査業務に関する豊富な経験と高い知見を有しております。その経験と知見をもとに、専門的見地及び客観的な立場から当社の適切な監査に携わっていただくため、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の任期が1年であり、現時点では、業績連動型報酬制度やストックオプション制度の導入が必ずしも効果的と判断できないため。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

事業報告においては、取締役、監査役別に支給人員、報酬等の総額を開示しております。
有価証券報告書においては、社内取締役、社内監査役、社外役員の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を開示しております。

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	賞与	
・取締役 (社外取締役を除く。)	80	61	18	4
・監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	0
・社外役員	43	43	-	5

ロ. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を次の内容で決定しております。

イ. 報酬等の構成について

当社の業務執行取締役の報酬等は、基本報酬(固定報酬)および賞与(業績連動報酬)より構成し、基本報酬および賞与の支給割合は、取締役の職責および各事業年度の業績等を総合的に勘案して決定する。

また、当社の社外取締役の報酬等は、独立して経営の監督機能を担うその職責に対する基本報酬(固定報酬)のみとする。

ロ. 基本報酬について

基本報酬は月例報酬とし、株主総会において決議された範囲内で、各取締役の職責、経営内容および従業員の給与水準等を総合的に勘案し、取締役会において支給額等を決定する。

ハ. 賞与について

賞与は各事業年度の一定の時期に支給し、特定の指標に拠らず、支給の都度株主総会において各事業年度の業績の内容を総合的に勘案して総額を決議し、各取締役の職責および業務執行の成果等を踏まえ、取締役会において支給額等を決定する。

ニ. 具体的な内容の決定について

個人別の報酬等の具体的な内容については、取締役会において取締役会長および取締役社長が委任をうけ決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役室に専任担当者を2名配置し、社外監査役の業務を支援しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

現状の体制の概要

取締役会を原則として毎月1回開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から業務執行状況の報告を受け、取締役の職務の執行を相互に監督しております。

また、当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確に分離することにより、取締役会の意思決定と監督機能を強化するとともに、業務執行の責任を明確にして機動的な業務執行を実施するため、役付執行役員制を導入しております。

なお、役付執行役員で構成する役付執行役員会議を原則として毎週1回開催し、経営の全般に関する方針、計画及び業務執行に関する重要事項を審議しております。

このほか、全社的なコンプライアンス及びリスク管理に関する事項を審議、決定する機関として企業行動委員会を設置し、委員会で審議、決定した重要な事項については取締役会に付議、報告しております。

業務の執行にあたり、法律的な判断の参考とするため、顧問弁護士から適宜、助言などを得る体制としております。

業務執行の効率性、適法性については、審査室に専任担当者6名を配置し内部監査を行う体制としており、内部監査結果は、社長に報告するほか、監査役へ報告を行っております。

会計監査については、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任しており、通常の会計監査を受けるとともに、会計監査の過程で発見された内部統制上の課題等について適宜、助言などを受けております。

2023年3月期に係る会計監査業務を執行した公認会計士は、春日淳志氏、藤森允浩氏、照内貴氏の3名であります。なお、照内貴氏が2023年4月26日に退任し、春日淳志氏に交代しております。継続監査年数は、いずれも7年以内であります。会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他14名であります。

監査役の機能強化に向けた取組状況

監査役4名(うち社外監査役3名)体制で、中立・公平な立場を保持しております。また、監査役に加え、監査役室に監査業務を支援するための専任担当者を2名配置して監査を行っており、監査役は会計監査人及び内部監査部門(審査室)と連携を密にして、監査の質的充実に努めております。

社外取締役に関する事項

当社は、経営判断の客観性、適正性を高めることを目的として、社外取締役2名を選任しております。

優れた見識と豊富な経験を有する社外取締役が取締役会に参加し、客観的な立場から経営判断を行うことで、その目的を果たせるものと判断しております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用し、監査役会で定めた監査の方針等に基づき、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等からの職務執行状況の聴取、重要な書類の閲覧等により、取締役の職務執行に関して厳正な監査を行っております。社外監査役3名を含む4名体制で経営に対する監査機能を高め、また社外取締役による監督機能や内部監査体制と合わせ、コーポレート・ガバナンスは有効に機能していると判断し、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主さまへの早期の情報提供の観点から、2023年6月29日開催の株主総会の招集通知は、法定期限より9日早い6月5日に発送しております。また、招集通知の発送に先駆け、2023年6月2日に、当社ウェブサイト及び札幌証券取引所のウェブサイトにおいて早期開示しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。
その他	株主総会では事業報告等の報告において、パワーポイントによる映像やナレーションを導入し、わかりやすい説明に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・IRに関するURL https://www.hokkaidenki.co.jp/ir/ ・掲載している投資家向け情報 業績報告(業績の推移、株主通信、決算短信等)、 株式情報(株価情報、株式状況、株主メモ等) 	
IRに関する部署(担当者)の設置	<ul style="list-style-type: none"> IR担当部署名 : 法務室 IR担当役員 : 取締役 常務執行役員(法務室担当) IR事務連絡者 : 法務室長 	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「行動指針」において、「公正・誠実な企業活動を推進するうえで、協力会社や取引先とは、透明かつ公正な取引をすること」を規定

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社における内部統制システムの整備に関する基本的な考え方として「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を次のとおり定め、この基本方針に従い内部統制システムを整備・運用しております。

「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」

会社法および会社法施行規則に基づき「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を次のとおり定め、この方針に基づき、効率的かつ公正・透明な事業活動を推進する。

- 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会を原則として毎月1回開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から業務執行状況の報告を受け、取締役の職務の執行を相互に監督する。
 - ・役付執行役員で構成する役付執行役員会議を原則として毎週1回開催し、経営の全般に関する方針、計画および業務執行に関する重要事項を審議する。
 - ・役付執行役員制を採用することにより、取締役会の意思決定・監督機能の強化および業務執行の迅速化・効率化を図る。
 - ・コンプライアンスに関する方針や行動規範を定め、取締役自ら率先して実践する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役の職務執行に係る情報について、保存期間・場所および管理方法等を定めた社内規範に基づき、適切に保存・管理する。
- リスク管理に関する規程その他の体制
 - ・事業運営に関するリスクについて、業務運営方針やこれに基づく業務運営計画等に反映し、方針管理サイクルのなかで適切に管理する。
 - ・リスク管理に関する委員会を置き、各部門等におけるリスクやその対応状況を把握するとともに、指導・調整を行い、全社におけるリスクを横断的に管理する。
 - ・非常災害等の発生に備え、対応組織・情報連絡体制等について社内規範に定めるとともに、防災訓練等を実施する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会等において、経営方針等を定め、方針管理サイクルのもとで業務を執行する。
 - ・迅速な意思決定や効率的な業務執行を図るため、指揮命令系統や各職位の責任・権限、業務処理の手続き等を社内規範において明確化するとともに、情報システムを適切に活用する。
 - ・効率性向上の観点から業務執行の状況を把握し、改善を図るため、内部監査部門による監査を実施する。
- 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンスに関する委員会を置き、従業員教育・研修の実施等を通じて方針や行動規範の徹底を図るとともに、法令および企業倫理等の遵守、不正防止の全社的活動を推進する。また、内部通報制度の適切な運用を行う。
 - ・法令等遵守の観点から業務執行の状況を把握し、改善を図るため、内部監査部門による監査を実施する。

- 6. 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・親会社が定めるグループ経営方針、グループ運営に関する規範に基づき、報告等を通じて親会社およびグループ各社との密接な連携のもと業務を執行する。
 - ・親会社が定めるグループのコンプライアンス等に関する方針のもと、業務の適正を確保するための体制・仕組みを整備し、適切に運用する。
 - ・当社と子会社は、子会社の管理に関する規範に基づき、報告等を通じて密接な連携のもと業務を執行する。
 - ・当社が定めるコンプライアンス等に関する社内規範を子会社にも適用する。また、子会社は、リスク管理、取締役の職務の執行が効率的に行われること、取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合すること等、業務の適正を確保するための体制・仕組みを整備し、適切に運用する。
- 7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
 - ・監査役の職務を補助するため、必要な人員を配置する。
- 8. 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性および監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役の職務を補助する従業員は、監査役の指揮命令のもとで職務を執行するものとし、その人事異動等については、事前に監査役と協議する。
- 9. 当社の取締役および従業員ならびに子会社の取締役、監査役および従業員が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・当社の取締役および従業員は、法令に定められる事項に加え、当社の社内規範に基づき、重要な業務執行に関する事項について、当社の監査役に定期的もしくは都度報告する。
 - ・子会社の取締役、監査役および従業員は、法令に定められる事項に加え、当社と子会社間で共有する規範に基づき、重要な業務執行に関する事項について、当社の監査役に定期的もしくは都度報告する。
 - ・当社の監査役および親会社の監査等委員会等に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう適切に対応する。
- 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役から取締役等の職務執行状況の聴取や重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は、速やかにこれに応じる。
 - ・監査役からその職務の執行について生ずる費用等の請求を受けた場合は、その費用等が職務の執行に必要なでない認められる場合を除き、これを負担する。
 - ・内部監査部門は、内部監査結果の報告等、監査役への情報提供を適切に行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「行動指針」のなかで、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求には毅然とした態度で対応することとしているほか、適宜、外部の専門機関等との連携を図るなど、反社会的勢力排除に向けた取り組みを行っております。また、親会社が制定した「ほくでんグループCSR憲章」においても、同様の対応をとることとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

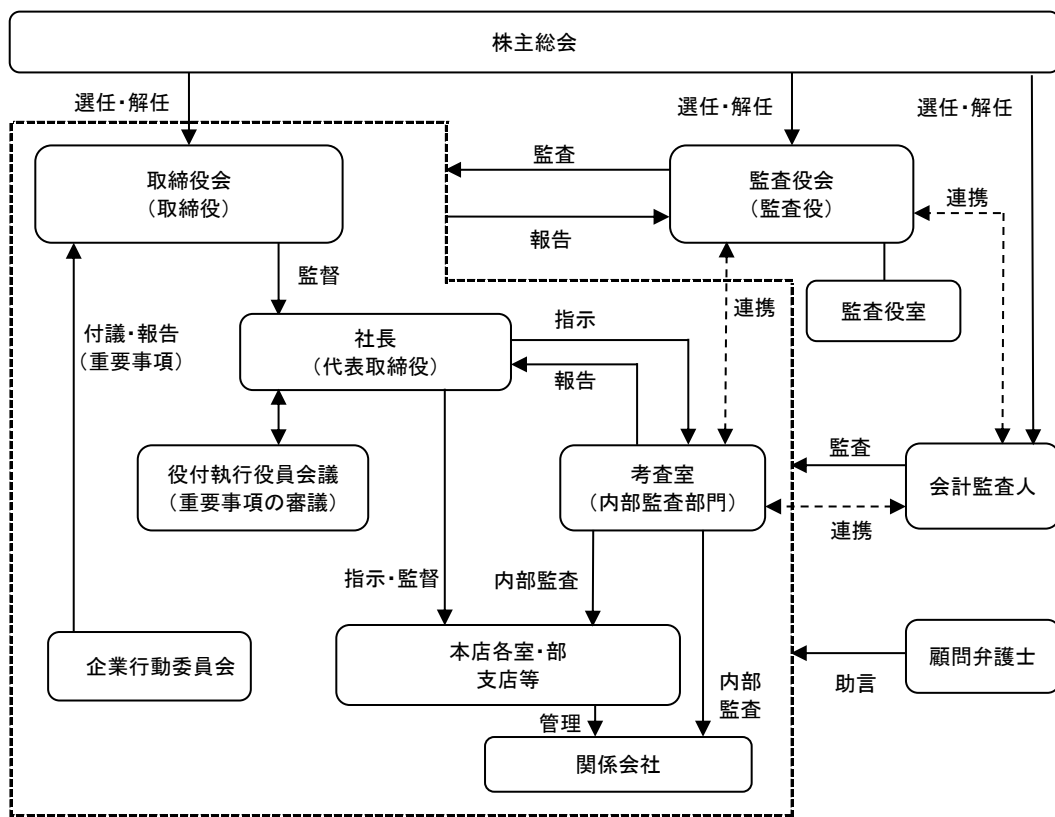
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料：コーポレート・ガバナンス模式図】

コーポレート・ガバナンス体制図



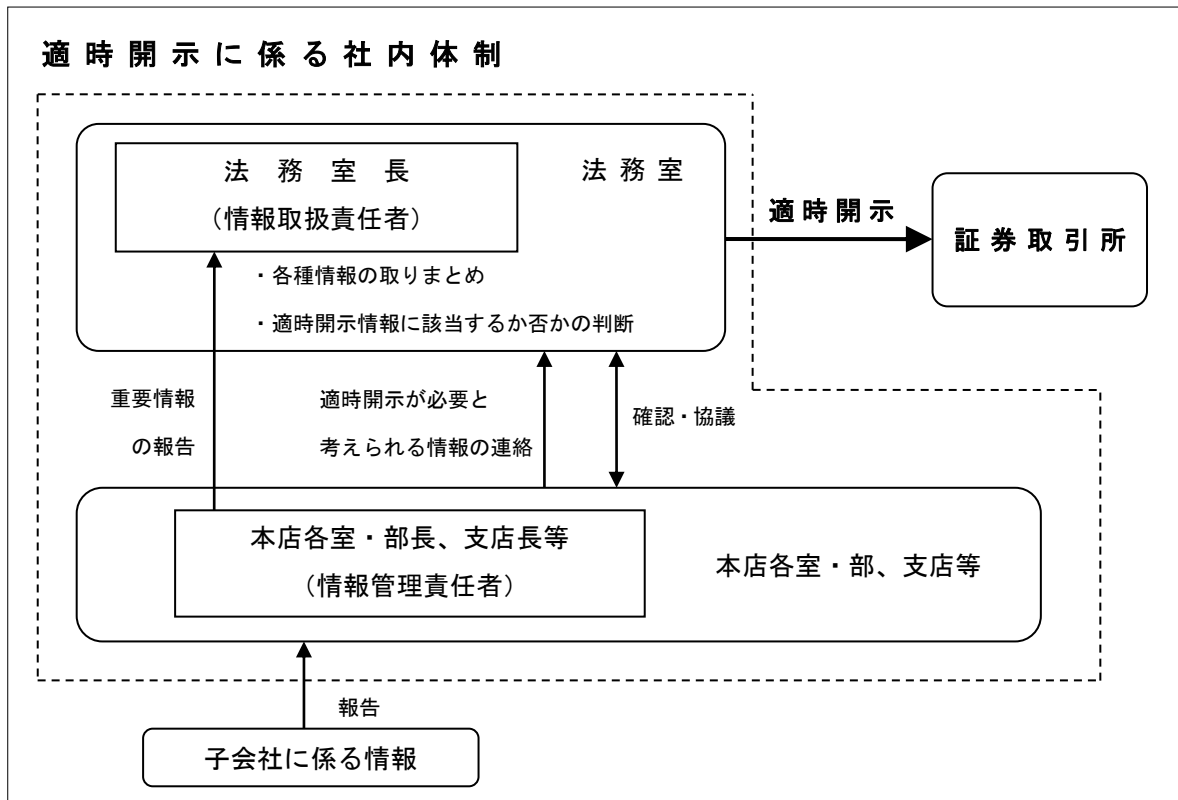
当社は、コンプライアンスおよびリスク管理の充実・強化を図るため、社長を委員長とする「企業行動委員会」を設置しております。

【参考資料：適時開示体制の概要】

適時開示体制の概要

当社は、会社情報の適時開示について、法務室長が情報取扱責任者として統括する体制としており、適時開示が必要と考えられる情報については、本店各室・部、支店等から法務室に連絡され、法務室が当該本店各室・部、支店等と確認・協議を行ったうえで証券取引所に適時開示を行います。

また、インサイダー取引防止のため制定した「インサイダー取引防止規程」に従い、本店各室・部長、支店長等の情報管理責任者は重要情報を法務室長に報告することとしており、これによっても適時開示が必要となる情報は法務室に集約されます。



以上